

19国文科高第12号  
平成19年10月5日

法科大学院を置く国公立大学長 殿

文部科学省高等教育局長

清 水 潔

(印影印刷)

「新司法試験審査委員の遵守事項」の徹底について（通知）

この度、新司法試験審査委員である法科大学院の教員により、新司法試験の公正性に疑念を生じさせかねない行為が判明し、法務省司法試験委員会において、9月12日、別添のとおり再発防止策の一環として「新司法試験審査委員の遵守事項」を定め、法務省から当該遵守事項を各法科大学院へ周知するよう依頼がありました。

法科大学院制度は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成の中核的機関としての役割を担うことをその理念とするものであり、法科大学院はもとより、法科大学院を置く大学においても、この理念の実現に努めるとともに、司法試験の公正性の確保に向けて、疑念を生ずることのないように配慮すべき責務を有しているものであります。

つきましては、貴職から管下の関係者に対し、当該遵守事項を周知・徹底するとともに、大学としても、組織運営の点検を行い、このような事態が再び生じることのないよう、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

【担当】

文部科学省高等教育局専門教育課

専門職大学院室法科大学院係 渡辺、児玉

TEL : 03-5253-4111 (内線3318)

法務省人試2446号

平成19年9月18日

文部科学省高等教育局長 清水 潔 殿

法務省大臣官房人事課長 稲田 伸 夫

(司法試験委員会庶務担当)

「新司法試験審査委員の遵守事項」の決定について

本日12日開催の司法試験委員会において、別紙のとおり、「新司法試験審査委員の遵守事項」が決定されました。

法科大学院に対する周知について、よろしくお取り計らい願います。

## 新司法試験考査委員の遵守事項

新司法試験考査委員は、秘密の漏えいはもとより、試験の公正さに疑念を抱かせかねない行動をとることのないよう、十分に留意するとともに、以下の事項を遵守する。

- 1 問題作成に従事する考査委員は、その名目いかんを問わず、以下の指導を行わない。
  - ア 任命された日から翌年3月31日までの間における、当該年度末までに法科大学院を修了予定の学生及び法科大学院修了生に対する指導（ただし、平成20年新司法試験考査委員が正規の課程により指導する場合を除く。）
  - イ 任命の翌年4月1日から新司法試験の実施が終了するまでの間における、法科大学院修了生に対する指導
  
- 2 平成20年新司法試験の問題作成に従事する考査委員が、任命された日から翌年3月31日までの間に、当該年度末までに法科大学院を修了予定の学生を対象とする正規の課程を担当する場合には、あらかじめ取り扱う題材や法律上の問題点等を記載した授業計画を示した上で、できる限り、これに沿って授業を行うものとするか、又は、授業内容や方法を記載したものを公表するものとする。

なお、この場合、各考査委員において、授業内容の記録、あるいは、配布物を保管するなどして、実施した授業内容について、事後に明らかにできるような措置を講じるよう努める。
  
- 3 いかなる場合においても、任命から新司法試験の実施が終了するまでの間に、司法試験受験生らに対し、出題の論点や題材について、示唆を与える結果となることのないよう、十分に留意する。
  
- 4 任期中、受験予備校、受験指導組織、司法試験受験を目的とするグループへの関与は行わない。
  
- 5 任期中及び任期後にわたり、考査委員として問題作成・採点等に従事した新司法試験の論文式試験について、その解答作成方法を指導したり、作成された解答を採点・添削指導したりすることはしない。

また、考査委員として問題作成・採点等に従事した新司法試験の論文式試験に関して言及する場合に、出題の趣旨等公表された情報を超えて、問題作成・採点等に従事した考査委員にしか知り得ない秘密情報が、特別に提供されたのではないかという疑念を抱かせることのないよう十分に留意する。